

# 石綿事前調査者講習のご案内

建築物等（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際は、有資格者による事前調査の実施が義務付けられます。  
（令和5年10月1日～）

## 事前調査を行うことができる者



- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

< 茨城県内の登録講習機関 >

- ・ 一般社団法人茨城労働基準協会連合会
- ・ (株)安全衛生推進会 茨城教育センター
- ・ 建設業労働災害防止協会 茨城県支部

講習のスケジュールは各登録講習機関のホームページで確認することができます。（裏面の二次元コードを参照願います。）

- 1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- 2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析調査を行うか石綿等が使用されているものとみなして作業を行うこととなります。

一般社団法人茨城労働基準協会連合会

二次元コード



(株)安全衛生推進会 茨城教育センター

二次元コード



建設業労働災害防止協会 茨城県支部

二次元コード

